

平成29年(ワ)第125号、第535号、平成30年(ワ)第468号

判決要旨

1 主文

原告らの請求をいずれも棄却する。

5 2 事案の概要

本件は、原告らが、憲法9条に違反する平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下「本件各法律」という。）に係る違法な閣議決定及び法律案の可決により、平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害され、精神的苦痛を被ったなどとして、被告に対し、それぞれ、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各10万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。
10

3 原告らの平和的生存権が侵害されたか

(1) 憲法前文は、憲法の「崇高な理想と目的」を示すものであって、憲法本文の各規定を解釈する際の指針として斟酌されることはあるにせよ、それ自体を具体的な基本的人権その他の権利利益を保障しているものと解することはできない。このことは、「平和のうちに生存する権利」についても同様であり、「権利」という文言があったとしても、具体的な基本的人権その他の権利利益として保障されているものと解することは困難である。また、平和とは、理念ないし目的としての抽象的な概念であって、個々人の思想や信条により多様な捉え方が可能である上、我が国だけでこれを達成できるものではなく、これを達成する手段や方法もその時々の国内外の情勢等の影響を大きく受けるものであるから、「平和のうちに生存する権利」の具体的な内容を一義的に確定することも困難である。さらに、憲法9条は、国の行為自体を制限する規範であり、個々の国民に具体的な権利利益を保障したものではない。憲法前文、9条、13条を含む第3章の各条項を総合的に考慮しても、「平和のうちに生存する権利」の具体的な内容を一義的に確定することは困難である
20 から、「平和のうちに生存する権利」が具体的な権利利益として保障されているとはいえない。したがって、原告らの主張する平和的生存権は、国家賠償法の法的保
25

護の対象となる具体的な権利利益といえない。

(2) 本件各法律が施行されてから5年近くが経過した本件訴訟の口頭弁論終結時においても、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められず、その具体的な危険が生じたとも認められない。⁵ 存立危機事態に際して防衛出動が命じられたことはなく、存立危機事態に至ったとしてその対処に関する基本的な方針が定められたこともない。そうすると、本件各法律の成立に至るまでの閣議決定及び法律案の可決（以下「本件各行為」という。）により、原告らがその生命、自由を侵害され、又はその危険にさらされたり、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされたり、戦争の遂行等への加担・協力を強いられたとは認められない。¹⁰

4 原告らの人格権が侵害されたか

(1) 本件各法律の施行から約5年が経過しても、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められないし、¹⁵ その具体的な危険が生じたとも認められない。そうすると、本件各行為により、原告らの生命及び身体に対する具体的な危険が客観的に生じたとは認められないから、原告らの生命、身体及び精神に関する権利利益としての人格権が侵害されたとはいえない。

(2) 本件各法律により、自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったともその具体的な危険が生じたとも認められないし、²⁰ 存立危機事態に至ったと判断されたこともない。また、本件各行為により、新田原基地が武力攻撃やテロリズムの対象になったともその具体的な危険が客観的に生じたとも認められないし、その周辺の住民である原告らの平穏な生活が現に脅かされているとも脅かされる蓋然性が生じたとも認められない。そうすると、原告らの主張する平穏な生活を送る権利利益なるものが明確なものではないことはさておき、²⁵ 本件各行為により、原告らの平穏な生活を送る権利利益としての人格権が侵害されたとはいえない。

(3) 原告らの主張する主権者としてないがしろにされない権利利益とは、結局のところ、原告らの主張する憲法改正・決定権なるものと同じものであり、後記のとおり、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益とはいえない。

5 原告らの憲法改正・決定権が侵害されたか

法令等には、広狭の違いはあるにせよ、解釈の余地があることは否めず、ある一定の時点で確立していた解釈であっても、社会情勢等の変化を受けて変容していくこともあり得るところであり、憲法もその例外ではない。また、法令等が憲法に適合するかしないかを決定する最終的権限は、最高裁判所のみが有しており、国会が立法を行い、内閣が行政を行うに当たって採用され、又は変更された憲法解釈は、憲法の意味内容を確定させ、変更する法的な効力を有しない。そして、立法又は行政の行為につき、本来は憲法改正手続を要する「憲法解釈の変更」をされない権利を措定することは、通常の立法又は行政の行為においては憲法改正手続を経ることはないから、ある立法又は行政の行為が自らの憲法解釈と異なると考える者が自らの具体的な権利利益の有無に関係なく憲法解釈の変更により当該権利が侵害されたなどとして国家賠償請求訴訟等を提起し、その憲法適合性を問うことを許容することにつながりかねず、裁判所が具体的な事件を離れて抽象的に法令等の憲法適合性を判断する権限を有していないことと相容れない。そうすると、憲法改正の賛否を問う国民投票が実施される前の時点における権利である、原告らの主張する憲法改正・決定権なるものが、国家賠償法の法的保護の対象となる具体的な権利利益であるということはできない。

6 憲法判断の要否について

裁判所は、具体的な事件の解決に必要な限度において法令等の憲法適合性を判断する権限を有するものである上、具体的な事件の解決に当たっては結論を導くために必要な要件事実のみを判断すれば足りるものであり、本件については、原告らの具体的な権利利益又はその侵害が認められない以上、本件各法律の憲法適合性を判断する必要はない。

7 結論

よって、原告らの請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却する。

以上